

改正後	改正前
<p>日本農林規格 JAS 1608 : <u>2026</u></p>	<p>日本農林規格 JAS 1608 : <u>2024</u></p>
<p>有機畜産物 Organic Livestock Products</p>	<p>有機畜産物 Organic Livestock Products</p>
<p>1～4 （略）</p>	<p>1～4 （略）</p>
<p>5 飼養及び生産の方法</p>	<p>5 飼養及び生産の方法</p>
<p>5.1～5.4 （略）</p>	<p>5.1～5.4 （略）</p>
<p>5.5 健康管理</p>	<p>5.5 健康管理</p>
<p>5.5.1～5.5.4 （略）</p>	<p>5.5.1～5.5.4 （略）</p>
<p>5.5.5 5.5.3 にかかわらず、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用してよい。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用してはならない。</p>	<p>5.5.5 5.5.3 にかかわらず、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用してよい。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用してはならない。</p>
<p>a) （略）</p>	<p>a) （略）</p>
<p>b) a)の医薬品以外の医薬品を使用する場合は、と殺、搾乳若しくは採卵する前 48 時間又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項、<u>第 14 条第 13 項</u>、第 14 条の 4 及び第 14 条の 6 に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間（最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。）の 2 倍のいずれか長い期間</p>	<p>b) a)の医薬品以外の医薬品を使用する場合は、と殺、搾乳若しくは採卵する前 48 時間又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 1 項、<u>第 14 条第 15 項</u>、第 14 条の 4 及び第 14 条の 6 に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間（最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。）の 2 倍のいずれか長い期間</p>
<p>5.5.6 （略）</p>	<p>5.5.6 （略）</p>
<p>5.6・5.7 （略）</p>	<p>5.6・5.7 （略）</p>
<p>6 （略）</p>	<p>6 （略）</p>
<p>附属書 A～附属書 K （略）</p>	<p>附属書 A～附属書 K （略）</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>2 表 G.1 に掲げる期間以上有機飼養することができない場合は、当分の間、乳を生産することを目的として飼養する牛の項の<u>期間</u>の欄中「6 月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあつては、<u>4 月間</u>）」とあるのは「90 日間」と、同表乳を生産することを目的として飼養する山羊の項の<u>期間</u>の欄中「6 月間」とあるのは「90 日間」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 別表 7 の<u>基準</u>に適合する期間以上有機飼養することができない場合は、当分の間、乳を生産することを目的として飼養する牛の項<u>基準</u>の欄中「6 月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあつては、<u>4 月間</u>）」とあるのは「90 日間」と、同表乳を生産することを目的として飼養する山羊の項の<u>基準</u>の欄中「6 月間」とあるのは「90 日間」と読み替えるものとする。</p>